



島根県報

平成30年7月13日（金）

号外 第101号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

2

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月13日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第 7 号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表都市再生特別措置法の部第81条第 6 項（同条第16項において準用する場合を含む。）の項中「同条第16項」を「同条第19項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 7 月15日から施行する。